

著作権制度に関する検討状況

平成29年4月

文化庁長官官房著作権課

著作権制度に関する検討状況

○平成28年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、下記課題について検討を行い、平成29年2月24日に「中間まとめ」を取りまとめた。

- ・新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等
- ・教育の情報化の推進等
- ・障害者の情報アクセス機会の充実
- ・著作物等のアーカイブの利活用促進

○「中間まとめ」のパブリックコメント(意見募集期間:2月28日～3月29日)の結果を踏まえ、最終的な取りまとめを行う予定。

「知的財産推進計画2016」(平成28年5月 知的財産戦略本部決定)

第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進

1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築

<<デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築>>

(イノベーション促進に向けた権利制限規定等の検討)

・デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用への対応の必要性に鑑み、新たなイノベーションへの柔軟な対応と日本発の魅力的なコンテンツの継続的創出に資する観点から、柔軟性のある権利制限規定について、次期通常国会への法案提出を視野に、その効果と影響を含め具体的に検討し、必要な措置を講ずる。また、柔軟性のある権利制限規定に関連して、予見可能性の向上等の観点から、対象とする行為等に関するガイドラインの策定等を含め、法の適切な運用を図るための方策について検討を行う。(短期・中期)(文部科学省)

(教育の情報化の推進)

・デジタル化した教材の円滑な利活用やオンデマンド講座等のインターネットを活用した教育における著作権制度及びライセンス体制に関する課題について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省)

<<アーカイブ利活用に向けた基盤整備>>

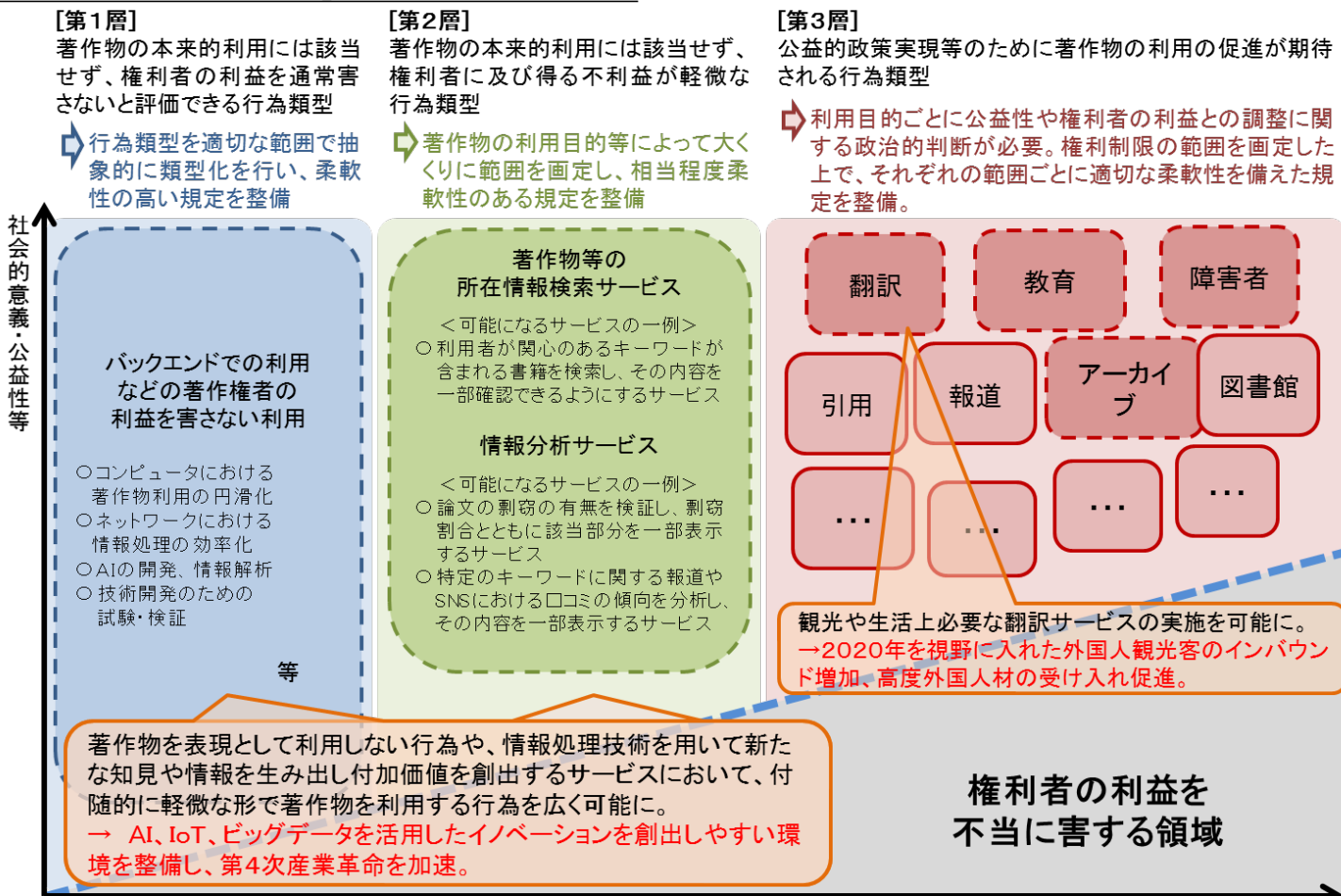
(アーカイブの構築と利活用の促進のための著作権制度の整備)

・美術館等が所蔵する著作物に関し、解説・紹介のために当該著作物のデジタルデータの利用を可能とすることについて具体的な制度の検討を行い、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省)

1. 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等

(検討状況)

- 文化庁において、「著作物等の利用の円滑化のためのニーズ募集」を実施。優先して検討すべきニーズとして「所在検索サービス」、「情報分析サービス」、「システムのバックエンドにおける複製」、「翻訳サービス」、「リバース・エンジニアリング」、「その他CPSサービス」を抽出し、権利制限の必要性・相当性を検討。
- 併せて、権利制限規定の柔軟性が社会に与える効果と影響等について、様々な分野※1の専門家の参加を得て、アンケート調査※2等に基づく分析・検討を実施。
(※1) 憲法、民法、刑法、法社会学、法と経済学、文化経済学等 (※2) 全上場企業3,693社等に対し実施
- これらを踏まえ、我が国にとって最も望ましい「柔軟性のある権利制限規定」については、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せによる「多層的」な対応を行うことが適当とし、その具体的な制度設計の在り方について取りまとめた。



※それぞれの行為類型を主として属するものにあてはめたもの。なお、上記のまとめが条文の数を表すものではない。

2. 権利情報データベース

「知的財産推進計画2016」(平成28年5月 知的財産戦略本部決定)

第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進

1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築

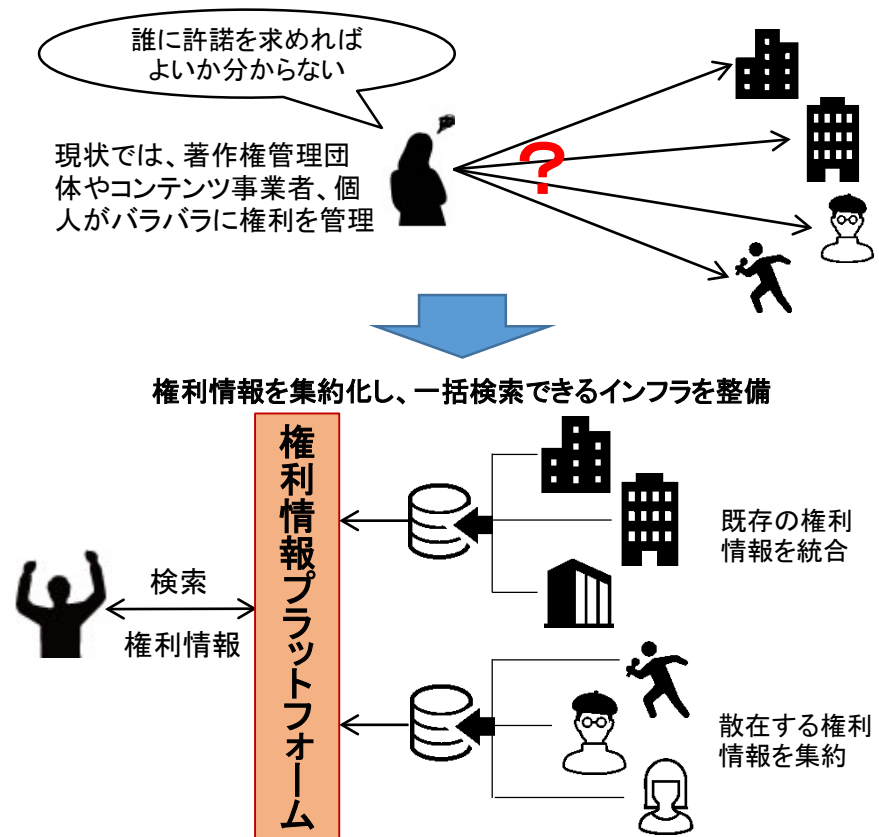
<<デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築>>

(円滑なライセンス体制の整備・構築)

・権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの整備を官民が連携して分野ごとに進めていく。(短期・中期)(文部科学省, 経済産業省)

(検討状況)

著作物等の権利処理を円滑化するため、著作権等管理団体の保有していない権利情報を集約するとともに、著作権等管理団体の保有する既存の権利情報を統合し、新たなデータベースを構築するため、「**コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業**」(29年度予定額 51百万円【新規】)を実施する。集約した権利情報については、新たに構築する権利情報プラットフォームにおいて一括検索することを可能とする。



3. 著作権者不明等の場合の裁定制度

「知的財産推進計画2016」(平成28年5月 知的財産戦略本部決定)

第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進

1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築

<<デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築>>

(著作権者不明等の場合の裁定制度の更なる改善)

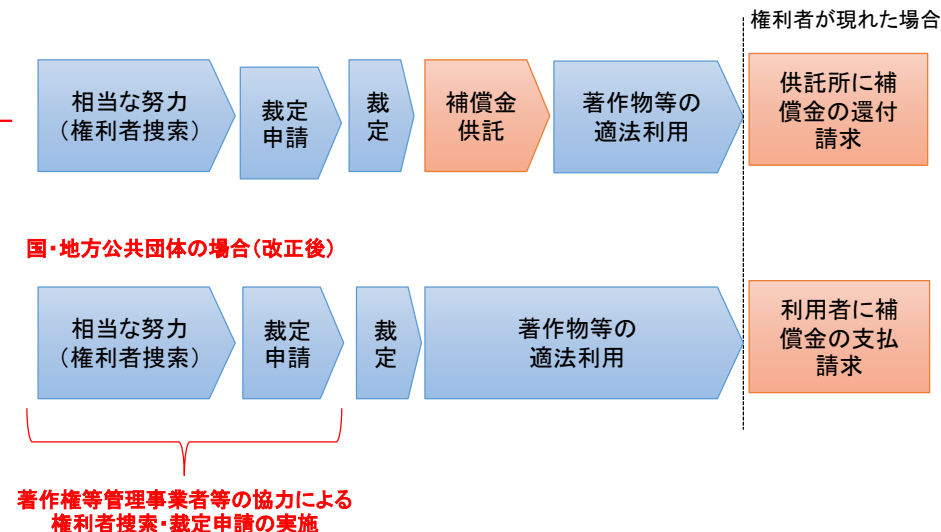
・権利者不明著作物等の利用を円滑化するため、著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託について、一定の場合に後払いを可能とすること等の見直しについて内容を検討し、次期通常国会への法案提出を視野に、必要な措置を講ずる。また、利用者による権利者探索コスト低減のための民間団体の取組に対する支援の在り方について2016年度中に検討を行い、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省)

(検討状況)

著作権者不明等の場合の裁定制度に関して、権利者が現れた時に補償金の支払を確実にすることが期待できる**国、地方公共団体等については、補償金の供託を不要**とし、代わりに、権利者が現れた時に直接補償金を支払うことを義務づけるための制度改正を行う。

また、権利者の搜索等の負担を軽減する方策について検討を行うため、昨年10月より、文化庁が権利者団体に委託し、**権利者団体が利用者のために権利者搜索や裁定申請を行う**ことによる負担軽減の効果を検証する実証事業を実施。実証事業の結果を検証し、裁定制度の利用促進に向けて引き続き検討。

【裁定制度の流れ】



4. 拡大集中許諾制度

「知的財産推進計画2016」(平成28年5月 知的財産戦略本部決定)

第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進

1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築

<<デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築>>

(円滑なライセンス体制の整備・構築)

・権利者不明著作物等のほか、著作権管理団体が管理していない著作物を含めて、大量に著作物を利用する場合への対応の観点から、拡大集中許諾制度の導入について、我が国における集中管理の状況や実施ニーズ、法的正当性、実施する団体及び対価の在り方等に係る課題を踏まえ、検討を進める。(短期・中期)(文部科学省)

(検討状況)

平成27年度に「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査」を実施し、同制度を導入している国や導入を検討している国の状況を調査。

さらに、平成28年度は「拡大集中許諾制度に関する調査研究」を実施し、同制度の課題(法的正当性、指定団体のあり方、非構成員の保護のあり方等)について検討を行った。

今後は、著作物等の利用円滑化の観点から、具体的課題について、拡大集中許諾制度の可能性を含め、改善方策の議論を進める。

【拡大集中許諾制度のスキーム】

